

気になる

教育費、どう貯める？



少子化社会対策白書（令和元年版）によると、夫婦にたずねた理想的な子供の数よりも、実際に生む予定の子供の数の方が少ない理由の1番が、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています。

では、実際にどの程度お金がかかるのか、いくら貯めればいいのか、そして、どうやって貯めるのがいいのかという点が気になる場所ですね。

毎月2万円貯めよう

子供が生まれたら、まずは毎月2万円を貯めましょう！

これで大学の学費の約3年分程度を準備できる可能性があります。

「え、それで大丈夫なの？」、「そんなに貯めるの？」といろいろな声が聞こえてくるようです。

「そんなに貯めるの？」と思った人、ご安心下さい。実は、現在の家計から、新たに貯めるお金としては、毎月10,000円でいいんです。

キーポイントは、子供が生まれると、誰でももらえるお金「児童手当金」です。

既に100万~200万はメドがついている

「児童手当金」は子供が中学校を卒業するまでもらえるお金です。0歳から3歳未満の間は、毎月15,000円、3歳から中学校卒業までは10,000円をもらえます。（支給は年3回）（但し、所得の多い方は、毎月5,000円です。）

これで、中学卒業時点まで受け取れる総額は最大約200万円（所得が限度額以下で続いた場合）になるわけです。所得が上昇して、途中から5,000円になった場合でも受け取れるので、少なくとも約90万円~100万円は受け取ることができます。つまり、全部貯蓄に回せば、その分はメドがつくというわけです。

家計からは、プラスで月10,000円を貯蓄できれば、中学卒業時点で「児童手当金」を合わせて最大約380万円、高校卒業までだと、プラス36万円が加わるので、最大約400万円を準備することができます。（5,000円が続いた場合には、約300万円）

貯め方には強制力を利用

貯蓄は、残ったお金を貯めようとする、なかなか残らなくて貯められないというのが実状です。ですから、給与天引きや、自動積立のように、口座から自動的にお金が移される仕組みが大事です。ただ、「児童手当金」は支給が年3回と、毎月ではありませんので、注意、工夫が必要です。そして、簡単に引き出し難い仕組みの制度や商品を利用することもポイントです。では、どんな制度、商品があるのでしょうか？ 代表的なものをあげてみました。

- ① 財形貯蓄
- ② 学資保険
- ③ 終身保険や外貨建て終身保険
- ④ つみたてNISA
- ⑤ ジュニアNISA

それぞれメリット、デメリットがありますので、自分に合うものを選びましょう。（詳しくはホームページのコラムをご覧ください）



株式会社 L&F
嶋田哲裕

～学生への新型コロナウイルス感染拡大での支援策～

新型コロナウイルス感染拡大で、自粛、「Stay Home」が続いています。コロナ関連の倒産件数も、感染者数増加に歩調を合わせるような増加となっています。ようやく政府の補正予算も国会を通過し、具体的な支援を受けられることができるようになりました。支援策に関しては、いろいろな情報が流されていますが、生活者個人向けでは、とりあえず厚生労働省のHPのリーフレットが分かりやすいと感じました。

生活を支えるための支援のご案内（リーフレット）[厚生労働省]

URL https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

PDF https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/shien-leaf_corona.pdf

ただ、この中には、学生への支援の記載がありません。

～学生にも支援が必要～

学生のアルバイト先が、休業等で仕事がなくなり、収入が途絶えて学業継続の危機という人が増えています。アルバイト先から休業手当をもらえればいいのですが、なかなか難しいのが現状です。大学によっては、学生へ給付金を支払うところもでていますが、かなり少数派です。

では、一般的には、どういう支援策を受けられるのでしょうか？大きくは次の2つです。

1. 授業料などの減免を受ける、給付型奨学金をもらう
2. 奨学金を借りる、増額する

～授業料などの減免、給付型奨学金～

新型コロナウイルス感染症への対応策で、前期授業料の納期延長を発表している大学も出てきています。また、「高等教育の修学支援制度」で、世帯（父母等）の収入が大きく減った場合、「家計の急変」として申し込むことが可能です。授業料の免除・減額や、給付型奨学金の支給を受けられることができます。所得基準は、「家計の急変後」の見込み所得で判定されますので、4月以前に申し込んで対象外となっていた人も、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で支援対象になる場合があります。家計急変の特例として、認定後に申請月から支給が開始できるように拡充されています。（通常は、4月以降の申込の場合は、10月から支給）

～奨学金を借りる、増額する～

新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が減少した、あるいは、世帯の収入が大きく減り仕送り厳しくなるなどの理由で生活費が減少したなどの理由で、奨学金を受けたいという場合、「在学採用」に申し込むことができます。この場合も、所得基準は、「家計の急変後」の見込みで判定されます。採用は随時行っており、採用された場合、希望する月から貸与されます。

編集後記：今回のNewLetterでは、酒蔵応援コラムはお休みしました。厳しい環境ですが、学生の皆さんが学業継続をあきらめることのない様に願うばかりです。世の中が、Covid-19感染拡大の対応で、社会のしくみが加速度的に変化を求められていると感じます。当社も、オンラインでのご面談、チャットでのご相談対応などを実施しております。是非、お気軽にご相談下さい。皆様、くれぐれもご健康と安全にはお気を付け下さい。